

# 第1 法定調書の提出期限等について

## 1. 提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成31年1月31日(木)までに所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）に提出しなければなりません。

法定調書を税務署に提出する場合は、作成した法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」といいます。）を併せて提出してください。

＜合計表について＞

合計表の書き方については、31ページの「第8 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方」を参考にしてください。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが税務署から送付された合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いします。

また、e-Taxを利用して法定調書と合計表を提出した場合や、合計表の「翌年以降送付」欄の「否」に○をした場合は、その翌年から合計表は送付されません。

## 2. 法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について

- ① 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて判定しても差し支えありません。）。
- ② 支払金額の記載に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記載してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めなくて記載しても差し支えありませんが、その場合には、「(摘要)」欄にその消費税等の額を記載してください。）。

## 3. 復興特別所得税の源泉徴収について

平成25年1月1日から平成49年（2037年）12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。

（注）平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

### 平成30年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、給与所得の源泉徴収票の項目名及び記載方法が一部変更となりました。給与所得の源泉徴収票の書き方については、3ページの「第2 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」をご覧ください。

（改正の内容）

- ① 配偶者控除については、控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する受給者について適用する配偶者控除の控除額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える受給者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

（注）合計所得金額が900万円以下の受給者については、配偶者控除の控除額は改正されていません。

- ② 配偶者特別控除については、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（改正前：38万円超76万円未満）とし、その控除額についても改正されました。

なお、改正前と同様に合計所得金額が1,000万円を超える受給者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。